

うるま市印鑑条例及びうるま市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月24日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第24号

うるま市印鑑条例及びうるま市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

(うるま市印鑑条例の一部改正)

第1条 うるま市印鑑条例(平成17年うるま市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))」を、「登録者が個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第13条の2第1項第1号中「個人番号カード(」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのうち)」に改める。

(うるま市手数料の特例に関する条例の一部改正)

第2条 うるま市手数料の特例に関する条例(令和8年うるま市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、第3号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「公的個人認証法」に改め、同号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 特定在留カード 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいい、有効期間内であって、かつ、公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。

(3) 特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいい、有効期間内であって、かつ、公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。

第3条中「個人番号カードを用いて」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書をを用いて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。